

## 療養担当規則に基づく掲載事項

### 〈入院基本料に関する事項〉

#### [第1病棟]

当病棟では、1日に12人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

#### [第2病棟]

当病棟では、1日に12人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

#### [第3病棟]

当病棟では、1日に10人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

#### [第6病棟]

当病棟では、1日に7人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

〈地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項〉

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

〈明細書の発行状況に関する事項〉

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

〈保険外負担に関する事項〉

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

品 目	価 格	カットメニュー	価 格
パンツタイプ M(20 枚)	2,900	長髪 (男性)	1,400
パンツタイプ L(20 枚)	3,100	長髪 (女性)	1,500
パンツタイプ XL(20 枚)	3,450	角刈り	1,500
テープタイプ M/L(24 枚)	3,215	丸刈り	1,000
テープタイプ XL(20 枚)	3,215		
すっきり小判パッド(46 枚)	1,540		
ウルトラパッド(30 枚)	1,315		
大判おまかせ 1200(30 枚)	3,150		
フラット(30 枚)	1,600		

(単位：円) 税込価格

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。